

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）交付要綱
（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））

令和 7 年 4 月 1 日
6 農振第 2948 号

農林水産事務次官依命通知

第 1 通則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和 7 年 1 月 31 日付け府地創第 22 号及び府地事第 41 号内閣府事務次官依命通知、6 農振第 2322 号農林水産事務次官依命通知、20250121 財地第 1 号経済産業事務次官依命通知、国総政第 45 号国土交通事務次官依命通知並びに環政総発第 2501303 号環境事務次官依命通知。以下「制度要綱」という。）第 6 の 1 の 3）に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業のうち農林水産基盤整備（農山漁村地域整備）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 22 年農林水産省告示第 733 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年農林水産省告示第 900 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年農林水産省告示第 538 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 交付金の交付対象

1 交付対象

交付金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別紙 1 のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、都道府県、市町村及び農林漁業団体等であって、別紙 1 別表のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」と

いう。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、交付規則等に基づき農林水産大臣、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県を除く都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)及び内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)が行うものとする。ただし、第6第3項の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った農林水産大臣(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)又は農林水産大臣以外の大任が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

農林水産大臣(以下「大臣」という。)(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、制度要綱第5第1項に規定する第2世代交付金実施計画(以下「実施計画」という。)ごとに当該計画に基づき対象事業を開始する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A：実施計画に記載されている対象事業ごとの第2に掲げる経費

B：実施計画に記載されている対象事業ごとの別紙1別表の国費率に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C：実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D：算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額(第7に規定する引上額を含む。)全てについて、前項の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

認定地方公共団体は、単年度交付額(第7に規定する引上額を除く。)の1/2未満の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、同一認定地方公共団体において、同一実施計画内の事業間で関係省庁間の協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和36年政令第258号)第1条各号に該当する事業については、負担特例法に準じて国の負担額を引上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6第1項に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、この規定の適用について、負担特例法第3条第1項に規定する引上率については、同条第4項に基づき総務大臣が通知する交付金の交付対象となる年度の値を用いるものとする。

第8 交付申請

1 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、認定地方公共団体は、交付申請書を地方農政局長等(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、認定地方公共団体から前項の書類の提出があったときは、速やかに大臣に交付決定の依頼をするものとする。

3 市町村長が交付の申請をする対象の事業は、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。)第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び同条の1の(2)の②のうち同条の1の(2)の①の

エの漁港区域に係るものに関連して実施するものとする。

- 4 認定地方公共団体は、第 1 項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国費率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

第 9 交付申請書の提出期限

交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産事務次官、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が毎年度別に通知する日までとする。

第 10 交付決定の通知

- 1 大臣は、第 8 第 2 項の規定による依頼を受け、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により交付金の交付を決定する場合には、適正化法第 8 条の規定により地方農政局長等に通知する。
- 2 沖縄総合事務局長は、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により交付金の交付を決定する場合には、適正化法第 8 条の規定により沖縄県知事に通知する。
- 3 第 8 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

第 11 申請の取下げ

- 1 認定地方公共団体は、第 8 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項又は第 2 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した別記様式第 2 号による申請取下書を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、認定地方公共団体から前項の書類の提出があったときは、速やかに大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

第 12 契約等

事業主体は、対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する

法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第 13 交付申請の変更、中止又は廃止

- 1 認定地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出し、大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。
 - (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 認定地方公共団体は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、認定地方公共団体から前項の書類の提出があったときは、速やかに大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第 14 変更、中止又は廃止の承認

- 1 大臣は、第 13 第 3 項による依頼を受け、第 13 第 1 項及び第 2 項の規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。
- 2 沖縄総合事務局長は、第 13 第 1 項及び第 2 項の規定により承認する場合、沖縄県知事に通知する。
- 3 大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第 15 軽微な変更

交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 経費の配分の変更
交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じるもの
- (2) 事業の内容の変更

実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴う事業内容の変更

第 16 事業遅延の届出

- 1 認定地方公共団体は、交付規則第 3 条第 2 号の規定により大臣の指示を求める場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。
- 3 地方農政局長等は、認定地方公共団体から前 2 項の書類の提出があったときは、速やかに大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第 17 遂行状況報告

- 1 適正化法第 12 条の規定による遂行状況の報告については、認定地方公共団体は、交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号による遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
ただし、別記様式第 6 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定地方公共団体が交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第 1 項の規定による報告のほか、地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対して対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。
- 4 地方農政局長等は、認定地方公共団体から第 1 項及び第 3 項の書類の提出があったときは、速やかに大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第 18 概算払

- 1 認定地方公共団体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、概算払請求書を農林水産省大臣官房予算課経理調査官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長）に提出しなければならない。
なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし

書の規定に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 認定地方公共団体は、概算払により間接交付対象事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付金事業者に交付しなければならない。

第 19 実績報告

- 1 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、認定地方公共団体は、対象事業が完了したとき（第 13 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 2 認定地方公共団体は、交付金の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、認定地方公共団体から前 2 項の書類の提出があったときは、速やかに大臣に実績の報告をするものとする。
- 4 第 8 第 4 項ただし書の規定により交付の申請をした認定地方公共団体は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第 8 第 4 項ただし書の規定により交付の申請をした認定地方公共団体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するとともに、大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告しなければならない。

第 20 交付金の額の確定

- 1 大臣は、第 19 第 3 項の規定による報告を受け適正化法第 15 条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等に通知する。
- 2 沖縄総合事務局長は、適正化法第 15 条の規定により額を確定する場合、沖縄県知事に通知する。
- 3 大臣（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）は、認定地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 21 交付金の額の再確定

- 1 認定地方公共団体は、第 20 第 1 項及び第 2 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 第 19 第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 大臣（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）は、第 1 項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項及び第 2 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 4 第 20 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 22 交付決定の取消し等

- 1 大臣（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項及び第 2 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 認定地方公共団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 認定地方公共団体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 認定地方公共団体が、対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付金事業者が、間接交付対象事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付金事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第4項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第23 書類の提出先（市町村が提出する場合）

市町村長が、本要綱に基づき地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する書類は、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

第24 財産の管理等

1 認定地方公共団体は、対象事業の経費（対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第25 財産の処分の制限

1 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 認定地方公共団体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第 26 残存物件の処理

認定地方公共団体は、対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告し、その指示を受けなければならない。

第 27 関係書類の保管

1 認定地方公共団体は、対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付規則第 3 条第 4 号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 7 号別紙 7）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

3 前項及び第 28 に基づき整備保管すべき帳簿、証拠書類又は証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 28 交付金調書

認定地方公共団体は、対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第 29 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件等

1 認定地方公共団体は間接交付金事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 12、第 13、第 15 から第 17 まで、第 19、第 21、第 22、第 24 及び第 26 から第 28 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、認定地方公共団体の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により認定地方公共団体による間接交付金の交付の決定をもって認定地方公共団体の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による認定地方公共団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を認定地方公共団体に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第 2 号に定めるものについて、同号に定める期間中、別記様式第 7 号別紙 7 による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管すること。

2 認定地方公共団体は、地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、間接交付金事業者に対し、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付金事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接交付金事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 認定地方公共団体は、間接交付金事業者が間接交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 認定地方公共団体は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長（北海道並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第10第1項及び第2項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長の承認を受けたものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第1項第3号の規定により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 認定地方公共団体は、間接交付対象事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

第30 交付金交付決定前の着手

認定地方公共団体は、交付金交付決定前に対象事業に着手する必要がある場合には、別記様式第12号による交付決定前着手届を大臣（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

- (1) 対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
- (2) 認定地方公共団体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第31 監督等

- 1 認定地方公共団体が都道府県である場合にあつては、国は当該都道府県に対し、市町村が認定地方公共団体である場合にあつては、国及び都道府県は当該市町村に対し、それぞれその施行する対象事業に関し、適正化法その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する対象事業

の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 国は認定地方公共団体に対し、施行する対象事業に係る実施要件確認に必要な資料の提出を求めるものとする。

第 32 指導監督交付金

大臣（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第 33 その他

土地改良事業において盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに定める行為）を行うに当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

- 1 本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
 - (1) 地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け 28 農振第 150 号農林水産事務次官依命通知及び国道環安第 8 号国土交通事務次官依命通知）
 - (2) 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け 28 農振第 130 号農林水産事務次官依命通知、国水下事第 3 号国土交通事務次官依命通知及び環廃対発第 1604202 号環境事務次官依命通知）
 - (3) 地方創生港整備推進交付金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 水港第 2703 号農林水産事務次官依命通知及び国港総第 730 号国土交通事務次官依命通知）
- 3 本要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和 6 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和 6 年度末までに法第 5 条第 15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第 5 条第 4 項第 1 号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別紙 1

1 対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 農業農村基盤整備事業

- ア 農地整備
- イ 水利施設整備
- ウ 農地防災
- エ 農村整備
- オ 農業用水保全の森づくり事業

(2) 森林基盤整備事業

- ア 森林整備事業
- イ 治山事業

(3) 水産基盤整備事業

- ア 地域水産物供給基盤整備事業
- イ 水域環境保全創造事業
- ウ 漁場保全の森づくり事業
- エ 漁港漁村環境整備事業

(4) 海岸保全施設整備事業

- ア 海岸保全施設整備事業
- イ 津波・高潮危機管理対策事業
- ウ 海岸環境整備事業

(5) 盛土緊急対策事業

- ア 盛土による災害防止のための調査事業
- イ 盛土緊急対策事業

(6) 効果促進事業

2 前項に掲げる事業の具体的な事業内容については、次に掲げる要綱及び要領によるものとし、要件等については別表のとおりとする。

- (1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知、21 林整計第 336 号林野庁長官通知及び 21 水港第 2724 号水産庁長官通知）
- (3) 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け府沖振第 148 号内閣府事務次官依命通知、警察庁甲官発第 136 号警察庁長官通知、総官企第 161 号総務事務次官依命通知、24 文科施第 9 号文部科学事務次官依命通知、厚生労働省発会 0406 第 4 号厚生労働事務次官依命通知、23 地第 483 号農林水産事務

次官依命通知、平成 24・03・28 財地第 1 号経済産業事務次官依命通知、国官会第 3338 号国土交通事務次官依命通知及び環境会発第 120406012 号環境事務次官依命通知)

- (5) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）
（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）

別表

対象事業	事業主体	要件等	国費率	摘要
別紙 1 の 1 に掲げる事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (1) に定める事業実施主体とする。 ただし、沖縄県において実施する場合は、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第 2 の 2 の (1) に定める事業実施主体とする。	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (2) に定める要件とする。 なお、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (2) の ① は除く。 農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (2) の ② の「第 3 の農山漁村地域整備計画」については、「実施計画」と読み替える。 ただし、沖縄県において実施する場合は、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備	農山漁村地域整備交付金交付要綱の別表に定める国費率とする。 ただし、沖縄県において実施する場合は、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別表 2 に定める国費率とする。	

		に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業) 第2の2の(2)に定める要件とする。 沖縄振興公共投資交付金交付要綱第2の2の(2)のアの「第16第1項で定める農山漁村地域整備計画」については、「実施計画」と読み替える。		
--	--	--	--	--

注1：農山漁村地域整備交付金実施要綱の別紙の費用対効果を記載する基幹事業に定める事業については、費用対効果を算出する。

注2：農山漁村地域整備交付金実施要領において、土地改良事業として実施すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。

注3：国は、予算の範囲内において、農山漁村地域整備交付金実施要領の対象事業に定める対象経費について、事業主体に助成するものとする。

別記様式第 1 号（第 8 関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第 8 に基づき、〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙 1 のとおり）
- 3 地区別経費の配分表（別紙 2 のとおり）
- 4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱

（注） 添付書類について、都道府県又は市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略できる。

別紙 1

収支予算書

区分	本年度 事業費	本年度 交付額	国費率	都道府県費	市町村費	その他	備 考
新しい地方経済 ・生活環境創生 交付金（第2世 代交付金）イン フラ整備事業 （農山漁村地域 整備交付金）							

予算議決（又は予算議決予定） ○○年○○月○○日

(單位：円)

(注) 関係市町村名等は、地区名に記入し地区の所属する市町村名を記入すること。

2 交付対象事業の事業名は、農林業生産改善事業は農業付、森林整備事業は森林、水産資源整備事業は水産、海岸保全施設整備事業は海岸、堤上緊急対策事業は堤上、効果促進事業は効果促進を記入すること。

3 交付対象事業の事業名(区分)は、別表の交付対象事業の事業名欄の事業名()部分に記入すること。

4 交付対象事業の区分(別)は、別表の交付対象事業の区分欄の事項を記入すること。

5 交付対象事業の区分(別)は、別表の事業名の該当事項を記入すること。なお、番号等が従来事業が特定できない場合は、適宜分けるよう記載すること。

6 交付対象事業の事業名(区分)は、ホームページ等で公表する事業交付計画等に該当する内容については該当する事業名(区分)を記載し、該当する事業名(区分)が記載されていない場合は「その他」に記入すること。

7 交付対象事業の事業名(区分)は、事業名(区分)が記載されていない場合は「その他」に記入すること。

8 交付対象事業の事業名(区分)は、国又は地方自治体の所有している建築物の名称を記載する場合は、「建築物等」と記入し、それ以外の場合は「建築物」を記入すること。

9 築造の場合は、築造年度については交付の補助年度で、交付対象事業の年度等の決定の趣意を用いる。築造、事業の実施は、事業の実施計画に基づき算定する事業年度を交付年度とし、交付された金額と異なるとなるときは、交付された金額から事業費の実績額を控除すること。

10 借受の場合は、消費性又は消耗性設備に分類された設備に適用し、なお償却年数、尚残償却年数、尚償却割合が明かでない場合は「償却年数」を、尚残償却割合が明かでない場合は「償却割合」を記入すること。

11 交付年度は、消費性又は消耗性設備に分類された設備交付に於ける交付年度又は支払年度とする場合は、変更前申請年度と申請年度を記入し、変更(減)金の場合中止後、廃止の場合は申請年度と申請年度下段に記入すること。

別記様式第2号（第11関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）申請取下書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、その申請を取り下げたいので、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第11に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

（注）交付申請書の写しを添付すること

別記様式第3号（第13関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第13に基づき、関係書類を添えて申請します。

記（注2）

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 4 号（第 16 関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注 1））ため、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第 16 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注 1））理由
- 2 事業の遂行状況

計画名	地区名	関係市町村名	対象事業				法律・予算の区分	事業実施期間	事業主体	事業の遂行状況				備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)				〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
										金額	出来高比率	金額	事業完了予定年月日	
										円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 交付対象事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第 5 号（第 17 関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第 17 の規定に基づき、事業の遂行状況を報告します。

記

- 1 事業遂行状況 （別紙 3 のとおり）
- 2 事業着手 〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 事業完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

別紙 3

事業遂行状況

進捗状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備 考
	事業費 (A)	交 付 額	事業費 (B)	交 付 額		
新しい地方経済 ・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）	円	円	円	円	%	

別記様式第 6 号（第 17、18 関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）概算払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長）

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第 18 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

〇〇年〇〇月〇〇日現在

区分	事業費	国費(A)	国費中 9割 相当額	既受領額(B)		遂行 状況 報告	今回請求額(C)		残額(D)=A-B-C		事業完了 (予定) 年月日	備考
				金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の 出来高	金額	〇月〇日 現在の 予定出来高		
	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 本請求書の最終請求日のみ、備考欄に不用見込額及び繰越見込額を記載すること。
- 2 本請求書の提出時に直近の交付決定時から流用等により事業費及び国費の変更が生じていた場合は、整合を確認するため参考資料として別記様式第 1 号の別紙 1 及び 2 を添付すること。
- 3 本請求書は、円単位で記載すること。
- 4 下線部は、第 17 第 1 項ただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第7号（第19第1項関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第19第1項の規定に基づき、その実績を報告します。
（また、併せて精算額として〇〇〇〇交付金〇〇〇〇円の交付を請求します。（注2））

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算及び国庫交付金精算書（別紙4のとおり）
- 3 事業の成果（別紙5及び6のとおり）
- 4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

- （注） 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金の交付申請書ごとに作成すること。
2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

別紙 4

収支精算及び国庫交付金精算書

区 分	事 業 費	交 付 額	都道府県費	市町村費	その他	概算払受領額	差引交付額 未受領額 (返還) 額	備 考
新しい地方 経済・生活環 境創生交付 金（第 2 世代 交付金）イン フラ整備事 業（農山漁村 地域整備交 付金）	円	円						

- (注) 1 予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記入すること（概算払受領額、差引交付額、未受領額及び（返還）額は下段のみ。）
 2 間接交付金事業者へ支出を完了した年月日は、別紙 6 を参照

別紙 6

1 地区別検査調書

地区名	事業主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	間接交付金事業者へ 支出を完了した年月日	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

財産管理台帳

(適正化法施行令第 13 条第 1 号から 3 号までの財産並びに交付要綱第 27 の財産)

事業名	地区名	事業主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収 又は 取得 年月日	処分制限 期間		処分の状況			備考
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分 の 種別	処分 の 年月日	交付 金返 還額	
						円	円						円	

- (注) 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
- 2 備考欄には、当該事業に係る率等を記載すること。
- 3 類似の台帳がある場合には、それらをもって代えることができるものとする。

別記様式第8号 (第19第2項関係)

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第19第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告します。

記

年度当初・補正（通常分・繰越分）

[illegible]

別記様式第9号（第19第5項関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定の通知があった事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第19第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|--------|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号による額の確定通知） | 金 〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 〇〇〇円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 〇〇〇円 |

- (注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
 - ・その他参考となる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

- (注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号（第 28 関係）

〇〇年度

農林水産省所管

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）

交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名											備 考
			歳 入			歳 出								
交付金事業名※ 1	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交付金相当額	支出 済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円		
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「交付金事業名※ 1」欄には、対象事業等の名称のほか、対象事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として

一括記載すること。

- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付金事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。
- 4 間接交付金事業者に対する申立ての場合であって、認定地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第 12 号（第 30 関係）

〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金）交付決定前着手届

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（地方農政局長 経由
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））第 30 の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
- 3 事業主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由